

# 特定小型原動機付自転車に係る Q A 集

令和5年4月12日

(令和5年7月5日一部修正)

総務省自治税務局自動車税制企画室

## < 目 次 >

[1/20 通知に沿った記載]

### 0 はじめに

- Q 0—1 制度施行に向けて、市町村において具体的にどのような対応が必要となるのか。  
..... 3

### 1 特定小型原動機付自転車に係る課税上の取扱いについて

#### (1) 特定小型原動機付自転車の定義について

[QAなし。]

#### (2) 令和5年度税制改正について

- Q 1—1 地方税法令においてはどのような改正内容となっているか。..... 3  
Q 1—2 地方税法令の改正に伴う条例例の改正も行われているか。..... 3

#### (3) 特定小型原動機付自転車に該当する車両の区別について

- Q 1—3 地方税法令上の特定原付に該当する車両はどのように区別すればよいか。... 4  
Q 1—4 性能等確認に係る国土交通省ウェブサイトに掲載されていない車両は地方税法令上の特定原付に該当しないものであるか。..... 4  
Q 1—5 個人による改造が加えられている、個人間売買・譲渡により入手したため納税義務者が諸元を示す書面を保持していない等の事情から、課税庁としての調査・確認を行っても、次の範囲でしか確認できない車両について軽自動車税の申告があった場合、どのように取り扱うべきか。..... 5  
Q 1—6 性能等確認の結果が国交省ウェブサイト上で公表され、国内で販売されている車両と同一のメーカー製で、同一の型番だが、個人輸入により海外から直接持ち込まれたものであって、当該車両自体については、それぞれQ 1—5 ①～③の範囲でしか確認できないものについて軽自動車税の申告があった場合、どのように取り扱うべきか。..... 5  
Q 1—7 既存の原付用標識の交付を受けている車両について標識交換申請があった場合の確認はどのようにすればよいか。..... 5  
Q 1—8 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の附則第2項に規定されている経過措置とは何か。..... 6  
Q 1—9 合衆国軍隊の構成員等が特定原付等を所有する場合も、現行の原付の軽自動車税種別割の税率と同様と認識してよいか。..... 6

#### (4) シェアリングサービスに供される車両における主たる定置場の考え方について

- Q 1—10 シェアリングサービス事業者から新たにシェアリングサービスに供される車両について申告があった際はどのように対応すればよいか(主たる定置場の考え方)。..... 6

- Q 1—11 Q 1—10 について、既に課税済みの車両で、法人の事務所が所在する市町村に一括して申告がなされているものについては、市町村から事業者に対して連絡を行い、申告先を改めてもらう必要があるか。…………… 6

## 2 課税標識について

### (1) 標準様式について

- Q 2—1 ビス穴の大きさや幅は、既存の原付の様式と同様のサイズ（直径 4mm 以外のサイズ）として差し支えないか。…………… 7
- Q 2—2 新たに作成する様式は、各市町村が個別に都道府県警に対し、視認性の確認等を行う必要があるか。…………… 7
- Q 2—3 英文字を用いることは差し支えないか。…………… 7
- Q 2—4 ご当地ナンバープレートを作成することは差し支えないか。…………… 7

### (2) 令和 4 年改正法施行日に向けた準備について

- Q 2—5 令和 5 年 7 月 1 日より前に特定原付用の標識を交付してもよいか。…………… 7
- Q 2—6 特定原付の標識交付に係る財政措置はあるか。…………… 8
- Q 2—7 標識交付数が少なく単独で標識を準備することが困難な市町村はどのように対応すべきか。…………… 8
- Q 2—8 標識交付数が僅少の市町区村であっても、標識を準備する必要があるのか。…………… 8
- Q 2—9 既存の標識の交付を受けている車両について、特定原付用の標識への交換申請があった場合に、手数料を徴収することは可能か。…………… 8

### (3) 標識交付証明書等における記載について

[QAなし。]

### (4) オンライン・郵送での交付申請への対応について

- Q 2—10 オンライン化・郵送について統一的な対応を示すべきではないか。…………… 9
- Q 2—11 標準化の取組との関係はどのようになっているのか。…………… 9
- Q 2—12 郵送交付の場合の本人確認の方法等はどのようにすべきか。…………… 9

## 3 道路交通法において歩行者として取り扱われる車両の取扱いについて

- Q 3—1 具体的にはどのような車両が歩行者として取り扱われるのか。…………… 9

## 4 その他

- Q 4—1 特定の日以降、特定原付に対して、現行の原付の標識を交付してはいけなくなるということはあるか。…………… 10
- Q 4—2 都道府県の交通規則（公安委員会規則）における標識掲示義務の規定の改正は予定されているか。改正が予定されている場合、市町村の税条例・規則において改正が必要となることはあるか。…………… 10

## 0 はじめに

**Q0—1 制度施行に向けて、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において具体的にどのような対応が必要となるのか。**

- 道路交通法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「令和4年改正法」という。）の特定小型原動機付自転車（以下「特定原付」という。）に係る規定の施行日（令和5年7月1日）に向けて、一般的には主に以下の対応が必要となると考えられます。
  - ・ 施行日以後に交付する特定原付用の小型標識の準備
  - ・ 当該小型標識に係る税条例規則の改正（標識の様式に当該小型標識を追加等）
  - ・ 標識交付証明書等の関係様式改正（特定原付に係る記載の追加等）

## 1 特定小型原動機付自転車に係る課税上の取扱いについて

### (2) 令和5年度税制改正について

**Q1—1 地方税法令においてはどのような改正内容となっているか。**

- 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「規則」という。）第15条の15を以下のとおり改正しました。なお、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。）の改正はありません。
  - ・ 原動機付自転車（以下「原付」という。）の種別割の標準税率が適用される車両のうち、ミニカー及び特定原付のいずれの要件にも該当するものについては、ミニカーに係る税率区分（地方税法第463条の15第1項第1号ニ）から除くこととし、全ての特定原付の税率を2,000円とする。
  - ・ 当該区分から除く車両は、規則第15条の15において規定するものであり、同条において、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第1条第1項第13号の6に規定する特定原付がミニカーの税率区分から除かれるものであることを規定する。
- また、規則に定める第33号の5様式（軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車））及び第34号様式（軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書（原動機付自転車・小型特殊自動車））については、これらの様式中に特定原付の要件に係る記載欄（長さ・幅・最高速度）等を新設する改正を行いました。
- 上記の規則改正の施行日は、いずれも令和5年7月1日です。

**Q1—2 地方税法令の改正に伴う条例例の改正も行われているか。**

- 上述の規則改正の内容を条例例第82条第1号ニにおいても規定しています。

### (3) 特定小型原動機付自転車に該当する車両の区別について

#### Q 1—3 地方税法令上の特定原付に該当する車両はどのように区別すればよいか。

- 特定原付の区分に当たっては、
  - ① 規則改正により、保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定原付の定義に係る記載欄を申告書様式(第33号の5様式)に設けており(令和5年3月末改正)、当該欄の内容をご確認ください。
  - ② その上で、従来の原付の申告受付事務と同様、販売事業者の作成する販売証明書や製品カタログなどにより、申告書内容をご確認ください。
  - ③ この他にも、特定原付については、「改正道路交通法に新設される特定小型原動機付自転車等の課税上の取扱い等について」(令和5年1月20日総税市第3号。以下「1月20日付通知」という。)でお示ししているとおり、
    - ア：型式認定番号標(緑色)
    - イ：性能等確認実施機関による性能等確認シールによっても区別が可能となっており、現物の提示があった場合には、申告書内容の確認の参考としてください。
- また、イに関して、性能等確認を受けた車両は、国土交通省が型式リストを国土交通省のウェブサイト公表する予定であり、現物の提示がない場合であっても、申告書様式に記載のある型式と、国土交通省の型式リストを照合することが可能となる予定です。
- なお、それぞれの施行日、適用対象は次のとおりであるため、ご注意ください。
  - ア：施行済み、イ：令和5年春以降。

#### Q 1—4 性能等確認に係る国土交通省ウェブサイトに掲載されていない車両は地方税法令上の特定原付に該当しないものであるか。

- 地方税法令上の特定原付は、性能等確認済みの表示を受ける義務が課せられているものではないため、国土交通省のホームページ上で性能等確認済み車両として公表されていないものでも、要件に該当する車両については、特定原付に該当します。

Q 1—5 個人による改造が加えられている、個人間売買・譲渡により入手したため納税義務者が諸元を示す書面を保持していない等の事情から、課税庁としての調査・確認（販売証明書の確認、性能等確認済車両に係る国土交通省ウェブサイトの確認等）を行っても、次の範囲でしか確認できない車両について軽自動車税の申告があった場合、どのように取り扱うべきか。

- ① 定格出力や最高速度が確認できない【地方税法施行規則の要件が未確認】
- ② 長さ・幅、定格出力、最高速度までは確認できるが、ブレーキやバックミラーが保安基準に適合する形で備え付けられているか確認できない【個別の保安基準の適合性が未確認】
- ③ 長さ・幅、定格出力、最高速度までは確認できるが、最高速度表示灯が保安基準に適合する形で備え付けられているか、又はAT機構をとっているかが確認できない【道交法施行規則の要件が未確認】

- ①は、地方税法上の特定原付に当たるか確認できないため、特定原付としての申告は受け付けられません。他方で、②・③は、地方税法上の特定原付に該当することまでは確認できていることから、申告を受け付け、申請に応じて標識を交付することは可能です。
- ただし、保安基準をはじめとする道路運送車両法令の求める要件を満たさない場合には、公道走行が禁じられている旨等、道路交通法令の求める要件を満たさない場合には、一般原動機付自転車に該当し、その運転には運転免許が必要である旨等を教示することが望ましいです。
- なお、教示の参考となる周知・啓発用資料については、おって連絡予定です。

Q 1—6 性能等確認の結果が国交省ウェブサイト上で公表され、国内で販売されている車両と同一のメーカー製で、同一の型番（国土交通省の型式認定ではなく、メーカーがその商品に付す番号等）だが、個人輸入により海外から直接持ち込まれたものであって、当該車両自体については、それぞれQ 1—5 ①～③の範囲でしか確認できないものについて軽自動車税の申告があった場合、どのように取り扱うべきか。

- 性能等確認されたものと同一の諸元であることが確認できないことから、Q 1—5 ①～③と同様に取り扱ってください。

Q 1—7 既存の原付用標識の交付を受けている車両（以下「使用過程車」という。）について標識交換申請があった場合の確認はどのようにすればよいか。

- 使用過程車について小型標識への標識交付申請があった場合には、Q 1—3～6で記載した方法によりご確認のうえ対応ください。

**Q 1—8 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 17 号。以下「道交法規則改正令」という。）の附則第 2 項に規定されている経過措置とは何か。**

- 道交法規則改正令による改正後の道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 1 条の 2 の 2 では、道路交通法令における特定原付の要件の 1 つに、保安基準に規定する最高速度表示灯を備えていることを規定しています。
- 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 91 号）附則第 1 項により、最高速度表示灯の備え付けを令和 6 年 12 月 22 日まで猶予する規定が設けられたことを踏まえ、道交法規則改正令において、令和 5 年 6 月 30 日以前に製作された特定小型原動機付自転車については、令和 6 年 12 月 22 日までの間、型式認定番号標、性能等確認済シール又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより特定小型原動機付自転車に取り付けることとされている標識のいずれかが備えられていれば、最高速度表示灯の備え付けに代えることができるとされています。

**Q 1—9 合衆国軍隊の構成員等が特定原付等を所有する場合も、現行の合衆国軍隊の構成員等に適用される軽自動車税種別割の税率と同様と認識してよいか。**

- お見込みのとおりです。

**（４）シェアリングサービスに供される車両における主たる定置場の考え方について**

**Q 1—10 シェアリングサービス事業者から新たにシェアリングサービスに供される車両について申告があった際はどのように対応すればよいか（主たる定置場の考え方）。**

- 1 月 20 日付通知でお示ししているとおり、シェアリングサービス事業者に供される特定原付については、実際に車両が配置され、駐車しているレンタルポートを「主たる定置場」と解することが適当と考えられることから、そうしたものについて、新たにシェアリングサービス事業者から申告があった際には、適切にご対応ください。
- なお、シェアリングサービスの場合、どのレンタルポートにどの車両を配置し、いかなる態様によりサービスを提供するかは、一義的には当該事業者が決定するものであることから、事業者がその実態に基づき、主たる定置場と考えられるレンタルポートが所在する市町村に対して申告を行っているとは認められる場合には、当該申告内容により申告を受理いただく等、ご対応ください。

**Q 1—11 Q 1—10 について、既に課税済みの車両で、法人の事務所が所在する市町村に一括して申告がなされているものについては、市町村から事業者に対して連絡を行い、申告先を改めてもらう必要があるか。**

- シェアリングサービスの場合、一般論として、どのレンタルポートにどの車両を配置し、

当該ポートを起点としてサービスを提供するかは、一義的には当該事業者が決定するものと考えられることから、当該事業者に対して改めるように連絡を行うことまでは求めません。

- ただし、市町村から事業者に対して連絡を行うことを妨げるものではないので、連絡を行う場合には、当該事業者と車両の配置状況をよく共有いただいた上で、ご対応ください。

## 2 課税標識について

### (1) 標準様式について

**Q 2—1** ビス穴の大きさや幅は、既存の原付の様式と同様のサイズ（直径 4 mm 以外のサイズ）として差し支えないか。

- 都道府県の市町村担当課を通じて、市町村へ 2 月 9 日にメールでご連絡したとおり、現行の原付用標識と同様の直径や、正円ではない横長の穴としていただいても差し支えありません。

**Q 2—2** 新たに作成する様式は、市町村が個別に都道府県警に対し、視認性の確認等を行う必要があるか。

- 1 月 20 日付通知でお示しした標準様式は警察庁にも協議済のものであるため、当該標準様式と大きく異なるものでなければ、個別の確認は原則不要です。
- 一方で、文字の大きさを標準様式で示す大きさよりも著しく小さくしたり、ご当地ナンバープレート等で地の色を大きく異ならせるなどの理由により、視認性に疑義が生じる場合には、各市町村から都道府県警察に対して事前にご確認ください。

**Q 2—3** 英文字を用いることは差し支えないか。

- 差し支えありません。

**Q 2—4** ご当地ナンバープレートを作成することは差し支えないか。

- 差し支えありません。なお、Q 2—2 のとおり、地の色を大きく異ならせるなどの理由により、視認性に疑義が生じる場合には、各市町村から都道府県警察に対して事前にご確認ください。

### (2) 令和 4 年改正法施行日に向けた準備について

**Q 2—5** 令和 5 年 7 月 1 日より前に特定原付用の標識を交付してもよいか。

- 標記について、既に保安基準第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定原付を保有する者から申請があった際には、特定原付用の標識を新たに交付して差し支えありませんが、



令和4年改正法の特定原付に係る規定の施行日（令和5年7月1日）以前に特定原付用の標識を掲げていたとしても、施行日までは、現行の道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づき、その車両区分（原動機付自転車又は自動車）に応じた交通ルールが適用され、特定原付として走行はできない旨を交付対象者に留意いただけるようご対応ください。

なお、税条例規則中の標識に係る規定についても、交付開始日に併せて改正することが必要となりますのでご留意ください。

**Q2—6 特定原付の標識交付に係る財政措置はあるか。**

- 今般の特定原付の標識交付については、通常の税制改正の一環であることから、通常の財政措置の範囲内でご対応いただくものと考えており、新たな財政措置については検討していません。

**Q2—7 標識交付数が少なく単独で標識を準備することが困難な市町村はどのように対応すべきか。**

- 地方財務協会で標識の受注販売を行っているため、下記 URL をご参照ください。  
<https://www.chihou-zaimu.com/library/5ca2ad437d7406de239adce7/64003033c490b419f3c01d59.pdf>

**Q2—8 標識交付数が僅少の市町村であっても、標識を準備する必要があるのか。**

- 特定原付の標識については、安全性の観点から、機体幅に収まる標識とするよう、シェアリングサービス等の事業者団体から要望があったことを踏まえ、現行の原付とは異なる標準様式をお示ししたものです。この趣旨を踏まえて対応についてご検討ください。

**Q2—9 既存の標識の交付を受けている車両について、特定原付用の標識への交換申請があった場合に、手数料を徴収することは可能か。**

- 市町村が原付及び小型特殊自動車の所有者に標識を交付するのは、専ら市町村の税務行政上、すなわち、課税客体を把握し徴収を確保するために行うものであることから、通常、標識の実費又は手数料を徴収することはできません。
- 一方、既存の標識の交付を受けた車両について、特定原付用の標識への交換申請があった場合には、再交付手数料の徴収はできませんが、実費弁償金を徴収することは差し支えありません。ただし、当該交換申請が当該申請者の故意又は過失に基づかない理由で、標識を亡失又は毀損したことによる場合には実費弁償金を徴収することはできません。

**(4) オンライン・郵送での交付申請への対応について**

**Q 2—10 オンライン化・郵送について統一的な対応を示すべきではないか。**

- 性質上、適当ではないものを除き、全ての行政手続について、令和7年までにオンライン化を行うという政府目標（「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定））を踏まえ、軽自動車税に係る原付の申告についても、他の税目と同様にオンライン化のためのシステム構築等を検討しているところ（令和4年度第3回車体課税検討部会（令和5年1月30日）協議事項①P.10、12参照）ですが、令和5年7月1日までにこれを各市町村で導入することは困難な状況です。
- オンライン化のためのシステム構築等の検討結果については、おっってお知らせいたします。

**Q 2—11 標準化の取組との関係はどのようになっているのか。**

- 現行の原付の標識ではなく、特定原付の標識が交付されているかシステム上で確認ができる機能を実装必須機能とすることや、申告書や標識交付証明書、納税通知書といった帳票において、特定原付と一般原動機付自転車（特定原付以外の原付。以下「一般原付」という。）が区別して記載されるよう、今後、検討を行っていく予定です。

**Q 2—12 郵送交付の場合の本人確認の方法等はどのようにすべきか。**

- 郵送交付を実施している市町村では、標識交付申請書の提出と併せて、マイナンバーカードや運転免許証等の写しの提出を求めている例があると承知していますが、具体的な必要書類等については各市町村でご判断ください。
- 標識交付時に確実に本人に交付するための方法としては、レターパックによる手渡しの対応としている市町村があると承知しており、当該方法もご検討ください。

**3 道路交通法において歩行者として取り扱われる車両の取扱いについて**

**Q 3—1 具体的にはどのような車両が歩行者として取り扱われるのか。**

- 移動用小型車（搭乗型移動支援ロボット等）、遠隔操作型小型車（自動配送ロボット等）、身体障害者用の車、小児用の車又は歩行補助車等を通行させている者が歩行者として扱われます。
- 移動用小型車及び遠隔操作型小型車とは、道路交通法施行規則において、原動機を用いるものにあつては、車体の大きさが、長さ120cm以下、幅70cm以下、高さ120cm以下で、車体の構造について、原動機として電動機を用いること、6km/hを超える速度を出すことができないこと等の基準を満たすものとされています。

**4 その他**

**Q 4—1 特定の日以降、特定原付に対して、現行の原付用の標識を交付してはいけなくなることはあるか。**

- Q 2—8にも記載したとおり、特定原付の標識については、安全性の観点から、機体幅に収まる標識とするよう、シェアリングサービス等の事業者団体から要望があったことを踏まえ、現行の原付とは異なる標準様式をお示ししたものであることから、この趣旨を踏まえ、令和5年7月1日から直ちに交付ができるよう準備をお願いします。ただし、同日からの交付が難しい場合にあっては、可能な限り早期に交付ができるようご準備ください。
- なお、法令上、特定の日以降、現行の原付用の標識を交付してはならないというわけではありません。

**Q 4—2 都道府県の交通規則（公安委員会規則）における標識掲示義務の規定の改正は予定されているか。改正が予定されている場合、市町村の税条例・規則において改正が必要となることはあるか。**

- 特定原付の小型標識交付に伴い、都道府県の交通規則（公安委員会規則）中の標識掲示義務の規定の改正は予定していない旨の連絡を警察庁から受けています。
- 現行の交通規則（公安委員会規則）では、「原動機付自転車を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること」が運転者の遵守事項として規定されていますが、この「原動機付自転車」には特定原付も含まれるため、特定原付も同規則の規定の対象となります。